

2018 年 10 月吉日

丸一海運株式会社
大阪本社 国際物流グループ

お客様各位

マレーシア税関通達 HS CODE の記載に関する御案内

拝啓、

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り有難う御座います。

マレーシア税関よりマレーシア発着貨物(マレーシアでの積み替えの貨物を含む)に対しまして、6 桁の HS CODE のマニフェスト申告が義務付けられましたのでご案内を申し上げます。

つきましては、対象のお客様に於かれましては、BL の DESCRIPTION 上へ下記情報の記載をお願い申し上げます。

尚、情報が正しく弊社にご案内頂けない場合は、現地での通関及び貨物のお引渡しに支障をきたす可能性がございますので、ご留意頂けますようお願い申し上げます。

敬具

記

適応開始: 2018 年 10 月 1 日 (現地本船入出港分より)

対象貨物: マレーシア発着及びマレーシア積み替えの貨物

記載事項: BL DESCRIPTION 上へ 6 桁の HS CODE

以上

尚、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さいませ。

大阪本社 : 06-6554-1587 (国際物流グループ)